

## 天理大学ふるさと会専門委員会に関する内規

第1条 この内規は、会則第16条に基づき、専門委員会に関することを定める。

第2条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員長および委員をもって構成する。

第3条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第4条 専門委員会は、本会の運営に必要な事業を企画・立案し、常務会に提案するとともに、常務会の指示により、その事業を執行する。

第5条 専門委員会は、それぞれつぎの事項を所管する。

### (1) 総務委員会

- ① 会員総会および代議員会などの諸会議の運営に関する事項
- ② 会則および規定に関する事項
- ③ 各種文書の起案に関する事項
- ④ ふるさと会館の運営と管理に関する事項
- ⑤ その他、各委員会に属さない事項および共有する事項

### (2) 財務委員会

- ① 予算および決算に関する事項
- ② 資産の管理・運用に関する事項
- ③ 会費納入の促進に関する事項
- ④ その他、財務に関する事項

### (3) 組織委員会

- ① 会員データの整備・管理に関する事項
- ② 支部・部会との連携および組織の活性化に関する事項
- ③ 地区別ふるさと会の集いの実施に関する事項
- ④ 卒業・修了年度別会員に関する事項
- ⑤ その他、組織に関する事項

### (4) 女性委員会

- ① 女性会員のキャリアに関する事項
- ② 女性会員の交流に関する事項
- ③ 婚活のサポートに関する事項
- ④ その他、女性会員に関する事項

### (5) 広報委員会

- ① 機関誌「ふるさと会報」の編集発行に関する事項
- ② 本会の広報活動に関する事項
- ③ その他、広報に関する事項

### (6) 情報委員会

- ① ホームページの管理運営に関する事項
  - ② SNSなどの情報発信に関する事項
  - ③ その他、情報に関する事項
- (7) 会友支援委員会
- ① 会友活動の支援に関する事項
  - ② ふるさと会海外研修に関する事項
  - ③ ふるさと会選抜に関する事項
  - ④ 奨学金制度に関する事項
  - ⑤ その他、会友に関する事項

2. 専門委員会は、相互に関連する事業は連携して円滑に執行することとする。

第6条 この内規の改廃は、専門委員会、常務会および代議員会の議を経るものとする。

附 則

1. この内規は、令和6（2024）年4月1日から施行する。